

おすずかめ



関宿のお木曳き

公益社団法人 鈴鹿法人会 鈴鹿市飯野寺家町816 電話(059)383-7561

<http://suzuka-hojinkai.jp/>

Q 鈴鹿法人会 検索 



目 次

会長あいさつ	1	社会貢献活動	11
鈴鹿税務署・着任ごあいさつ	2	青年部会だより	12
第3回 定時総会	4	女性部会だより	14
平成26年度 表彰	5	各支部における神社・仏閣	16
平成26年度 正味財産増減計算書	6	エッセイ わがまちウォーク 街角ウォッチング	18
平成27年度 事業計画	7	旬の食材を使ったレシピ	20
平成27年度 収支予算書	8	三重県法人会連合会第3回通常総会	21
役員名簿	9	平成28年度 税制改正要望事項	22
新常任理事紹介	10	税務コーナー	41
		法人会報「表紙」募集・事務局だより・編集後記	

表紙…関宿のお木曳き

関宿で今年5月30日、20年に一度の『お木曳き』があり、西追分から1.8キロ先の東追分まで御用材を運びました。東追分にある一の鳥居は、伊勢神宮の式年遷宮に伴い払い下げられた御用材を使い20年に一度、建て替えられます。



会長あいさつ

公益社団法人 鈴鹿法人会 会長 田中 彩子

公益社団法人鈴鹿法人会広報「すずかめ」第5号の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、常日頃から鈴鹿法人会の事業活動に、深いご理解とご協力を賜っております。この場をお借りいたしまして、心から厚くお礼申し上げます。

私は、平成27年5月21日に開催されました総会におきまして、鈴鹿法人会の会長を拝命いたしました田中でございます。伝統ある鈴鹿法人会の会長という大役に責任の重さを感じておりますが、よりよい鈴鹿法人会の運営に精一杯努力していく所存でございますのでよろしくお願いいたします。

さて、法人会の基本的指針は「法人会は、よき経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する」ことであります。

この指針を基に鈴鹿法人会では、かねてから「税に関する活動」や「地域貢献活動」などの事業に積極的に取り組んできました。

税を考える週間行事の一環として開催している「親子税金クイズと映画鑑賞会」、「地球温暖化防止の啓発活動」への参加をはじめとし、女性部会では、「ジュニアバレーボール大会」への協賛、「税に関する絵はがきコンクール」の実施、「夏休み親子映画鑑賞会と税金クイズの開催」、「特別養護老人ホームへの車椅子と寄せ植えの寄贈」など、また青年部会では小学生を対象とした「親子バスツアー」、自主制作した租税教室用DVDを活用した「租税教室」事業（26年度からは女性部会も連携）の実施など、これらの事業は毎年恒例となっており、また好評を得ております。

去る、5月21日の第3回定時総会では提案しましたすべての議案が原案通り承認され、今後も、法人会の基本的指針に基づき、積極的な活動に取り組んでいくことを再認識したところでございます。

私といたしましては、法人会の伝統を継承しつつ更なる発展のために尽力いたしますが、それには、会員の皆様はもとより、会員外の皆様の事業へのご参加、ご協力が必要不可欠でございます。

今後とも皆様方の積極的なご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様方のご健勝、ならびに企業のご繁栄をお祈り申し上げ、私の挨拶といたします。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿

役職名	氏名	法人名	役職名	氏名	法人名
会長	田中 彩子	(医) 誠仁会	神戸支部長	岡村 信之	(株) オカトモ
直前会長	岡田 信春	三恵工業(株)	東部支部長	井上 準二	峰徳運輸(株)
副会長	杉野 文雄	杉野工業(株)	玉垣支部長	西口 直人	西口建工(株)
	近藤 博信	(有) 鈴鹿ポーター	白子支部長	浅尾 義光	トーヨーフェンス(株)
	樋口 勝幸	(株) 葵	平田支部長	下田 徳重	(株) フジコウ
	飯田 隆典	(株) 飯田鉄工	西部支部長	坂口 英夫	(株) 坂口商店
	石井 朋子	(有) プランタンさかきや	鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有) 浜本鋳金工業所
総務委員長	阪田 朋成	(株) サカタ	亀山支部長	服部 昌弘	(株) 服部工務店
組織委員長	葛西 徳昭	(有) 葛西商事	青年部会長	荻野 晃	(株) 荻野建設
税制委員長	坂口 博文	鈴峰企業(株)	女性部会長	吉澤 時子	(株) ヨシザワ
広報委員長	川喜田 彰	(株) 佛庄総本店	専務理事	西井 健	(公社) 鈴鹿法人会
研修委員長	森 通人	(有) マイドソフト	監事	北川 亨	(株) 安全
厚生委員長	渡邊 孝明	(株) ナベカ		吉澤 茂	(株) ヨシザワ

着任ごあいさつ



鈴鹿税務署長 樋田 英俊

公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

私は、この度の人事異動により、名古屋国税局課税第二部調査部門（諸税担当）統括国税調査官から鈴鹿税務署長を拝命いたしました樋田英俊でございます。前任の山路署長同様よろしくお願い申し上げます。

三重県下の税務署は、四日市署に続き、2署目の勤務となりますが、当署管内は、名所旧跡や鈴鹿山脈をはじめとする多くの恵まれた自然環境の中にあつて、伝統ある歴史と文化に育まれた素晴らしい土地であると同時に、三重県下有数の工業生産量を誇っており、自然と産業が調和されたすばらしいところでございます。このような地で勤務できる機会を得たことを大変嬉しく思っております。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は、常に「良き経営者の団体」として、またこの地をリードする中心的な団体として、日ごろから活発な法人会活動を通じまして、納税意識の高揚を図るための各種研修会の開催や、将来を担う子供達への租税教育など、数々の社会貢献活動を積極的に展開され、企業および社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、役員の皆様の献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意を表する次第であります。今後とも、より一層の会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動をご期待申し上げます。

税務署においては、年々多様化している行政サービスに対するニーズにつきまして、適切に対応していくとともに、誠実な納税者の方々には親切かつ丁寧な態度で接する一方、悪質な納税者に対しては厳正な姿勢で望み、「適正・公平な課税の実現及び期限内収納の確保」という任務を着実に果たすことにより、納税者の皆様は税務行政への理解と信頼を得ていきたいと考えています。

ところで、テレビ等の報道により、ご承知いただいていることと存じますが、社会保障・税番号制度については、本年10月から個人番号・法人番号の通知がなされ、平成28年1月から順次、申告書や法定調書等の税務関係書類に番号を記載いただく予定となっております。国税庁ホームページに、番号制度の概要やよくある質問事項などの特集ページを公開しておりますので、是非ご活用いただくとともに、今後とも制度の円滑な定着に向けてご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、e-Taxにつきましては、皆様にはその利便性を良くご理解いただき、積極的な普及活動を推進されるなど、多大なご支援とご協力を賜り、改めて感謝を申し上げます。今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、公益社団法人鈴鹿法人会のますますのご発展と、皆様のご健勝並びに事業のご繁栄をこころから祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

鈴鹿税務署定期人事異動

(平成27年7月10日付発令 法人関係職員分)

《転出の部》

氏名	旧職名		新職名		
山路 好美	署長		退官		
木村 茂寿	特別国税調査官付	国税調査官	鈴鹿	法人課税第二部門	国税調査官
岡田 哲也	法人課税第一部門	上席国税調査官	伊勢	法人課税第一部門	国税調査官
藤川 尚子	法人課税第一部門	上席国税調査官	四日市	管理運営第一部門	上席国税徴収官
伊藤新一郎	法人課税第二部門	統括国税調査官	名古屋局	査察部査察総括二課	査察審理官
村上 卓	法人課税第二部門	上席国税調査官	津	法人課税第二部門	上席国税調査官
若杉 伸治	法人課税第二部門	上席国税調査官	津	法人課税第三部門	上席国税調査官
廣方 重信	法人課税第二部門	国税調査官	関	法人課税第三部門	国税調査官

《転入の部》

氏名	新職名		旧職名		
樋田 英俊	署長		名古屋局	課税第二部調査部門 (諸税担当)	統括国税調査官
松永 和也	特別国税調査官付	上席国税調査官	名古屋中村	法人課税第三部門	上席国税調査官
坪井 健二	法人課税第一部門	上席国税調査官	伊勢	法人課税第一部門	上席国税調査官
中井美喜子	法人課税第一部門	上席国税調査官	津	法人課税第一部門	上席国税調査官
佐藤 一成	法人課税第二部門	統括国税調査官	熱田	法人課税第一部門	連絡調整官
濱口 裕	法人課税第二部門	上席国税調査官	名古屋中	特別国税調査官付	上席国税調査官
高田 茂樹	法人課税第二部門	上席国税調査官	津	特別国税調査官付 (開発調査担当)	上席国税調査官
原田 千枝	法人課税第二部門	国税調査官	四日市	総務課	主任

第3回 定時総会

平成27年5月21日(木) 於：コンフェット 鈴鹿平安閣

公益社団法人鈴鹿法人会の第3回定時総会が、5月21日、山路鈴鹿税務署長をはじめ多数の来賓の臨席を賜り、盛大に開催されました。

出席者は82名、委任状834名で過半数の出席を得て開会いたしました。岡田会長が議長となり、阪田総務副委員長の司会により議事が進められ、次の議案のすべてが承認・可決されました。

第1号議案 平成26年度事業報告承認の件

第2号議案 平成26年度収支決算承認の件

第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件

また、平成27年度 事業計画並びに収支予算書については報告がされました。

総会終了後、理事会が開催され、会長・副会長・専務理事・常任理事が選定されました。

会員企業の優良従業員表彰式が開催され、新しく選ばれました田中会長より、表彰状と記念品が贈呈されました。(受賞者の方々は次頁に掲載のとおりです)

最後にご来賓の方々を代表して山路鈴鹿税務署長よりご祝辞をいただき今年度の定時総会がつつがなく終了いたしました。



定時総会



末松市長



山路署長



田中会長

平成26年度 表彰

優良従業員表彰

(順不同・敬称略)

三重コンドー株式会社	瀬戸美里	鈴鹿インター株式会社	佐藤敦也
株式会社ホンダ四輪販売三重北	森 秀典	鈴鹿インター株式会社	辻 政利
宗教法人小川神社	山下はる子	株式会社インベス	岩間貴子
有限会社飯田商事	斎藤幸枝	株式会社TACHI	伊藤久雄
株式会社草川製作所	中井健太	鈴峰運送有限会社	宮崎あけみ
三重コンドー株式会社	中崎 学	医療法人誠仁会	坂口順子
三重コンドー株式会社	駒田高之	医療法人誠仁会	北岡慎也
三重コンドー株式会社	古門人美	マルサ運送株式会社	葛西清二
三重コンドー株式会社	斎木康人	株式会社ホンダ四輪販売三重北	樋口英嗣
三重コンドー株式会社	清水英樹	株式会社オートモール	小竹 亨
株式会社ツーワン	渡辺孝司	堀田建設株式会社	井ノ口祐子
株式会社トピア	太田真二	堀田建設株式会社	香月大輔
株式会社トピア	雲井克己	有限会社共和建設	佐々野和治
		社会福祉法人白鳩会白鳩保育園	中朽佐由利



退任役員表彰



代表受賞 三重コンドー(株) 瀬戸 美里様



優良従業員受彰のみなさん



代表謝辞 (株)ホンダ四輪販売三重北 森 秀典様

平成26年度 正味財産増減計算書

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部		広告宣伝費	21,600
1. 経常増減の部		リース料	297,163
(1) 経常収益		支払手数料	187,448
基本財産運用益	1,250	雑費	19,770
基本財産受取利息	1,250	管理費	2,980,340
特定資産運用益	846	役員報酬	255,840
特定資産受取利息	846	給料手当	401,934
受取会費	13,476,900	退職給付費用	26,715
正会員受取会費	13,463,700	福利厚生費	108,652
賛助会員受取会費	13,200	会議費	1,518,079
事業収益	1,225,019	旅費交通費	7,130
研修事業収益	82,000	通信運搬費	63,077
広報事業収益	100,000	減価償却費	1,996
福利厚生事業収益	923,019	消耗什器備品費	11,432
会員親睦事業収益	120,000	消耗品費	32,342
受取補助金等	7,400,800	修繕費	4,632
受取県連補助金	150,000	印刷製本費	122,648
受取全法連助成金振替額	7,250,800	燃料費	1,077
受取負担金	1,618,000	賃借料	186,646
受取負担金	550,000	保険料	8,559
青年・女性部会受取負担金	1,068,000	租税公課	1,062
雑収益	515,010	支払負担金	33,689
受取利息	735	委託費	1,718
雑収益	514,275	渉外慶弔費	20,000
経常収益計	24,237,825	表彰費	118,800
(2) 経常費用		リース料	26,543
事業費	20,730,695	支払手数料	8,594
役員報酬	2,864,160	新聞図書費	6,245
給料手当	4,499,706	雑費	12,930
退職給付費用	299,085	経常費用計	23,711,035
福利厚生費	1,216,809	評価損益等調整前当期経常増減額	526,790
会議費	1,351,487	当期経常増減額	526,790
旅費交通費	1,577,556	2. 経常外増減の部	
通信運搬費	991,212	(1) 経常外収益	0
減価償却費	22,351	(2) 経常外費用	22,562
消耗什器備品費	127,993	固定資産減損損失	22,562
消耗品費	1,077,429	什器備品減損損失	22,562
修繕費	51,858	経常外費用計	22,562
印刷製本費	1,613,285	当期経常外増減額	-22,562
燃料費	12,060	税引前当期一般正味財産増減額	504,228
賃借料	2,090,450	法人税、住民税及び事業税	100,000
保険料	119,305	当期一般正味財産増減額	404,228
諸謝金	11,111	一般正味財産期首残高	13,383,835
租税公課	44,390	一般正味財産期末残高	13,788,063
支払負担金	830,161	II 指定正味財産増減の部	
支払助成金	100,000	受取補助金等(受取全法連助成金)	7,250,800
委託費	1,161,354	一般正味財産への振替額	-7,250,800
会場費	142,952	III 正味財産期末残高	13,788,063

平成27年度 事業計画

基本方針

鈴鹿法人会は、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。このためには、会員以外にもより活動への参加を求めていく。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら会員確保及び財政の健全化に力を入れるとともに、地域の活性化に配慮しつつ以下の事業に取り組む。

また、「電子申告」については税務当局と連携しながら、普及推進に努める。

事業活動

1. 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税制関連の研修・行事等の充実に図り有益な資料を作成する等により適切な広報を実施する。

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズは当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵ハガキコンクール」を積極的に推進する。

特に、小学生を対象とした租税教室は、青年部会が製作した、地域色豊かな実写版DVDを活用して実施しているが、今後は女性部会と連携し、一層推進していく。

また、会員企業の税務コンプライアンス向上のため、公益財団法人全国法人会総連合が作成した「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を研修会等で配布し、会員自らが自主点検を行う。

(主な事業計画)

支部税務研修会、部会税務研修会、新設法人説明会、親子税金クイズと映画鑑賞会(平成26年11月3日)、小学生を対象にした学校での「租税教室」、夏休み親子映画鑑賞会、税に関する「絵ハガキコンクール」の募集と表彰式。全国大会(徳島)、全国青年の集い(茨城)、全国女性フォーラム(福岡)

2. 地域企業及び地域社会への貢献に関する事業

各地域における経済社会環境(地球温暖化問題)の改善、活性化に資する事業の実施または支援を行う。電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」(家庭における使用電力の削減運動)の環境活動に取り組む。

(主な事業計画)

親子バスツアー(施設見学)、温暖化防止対策活動(鈴鹿市主催)の参加、全日本エコドライブチャンピオンシップ(全日本学生自動車連盟主催)鈴鹿ジュニアバレーボール大会の協賛、特別養護老人ホーム慰問と車椅子の贈呈、支部教養・健康セミナー、支部・部会の施設見学

3. 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始め、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約しその意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

(主な事業計画)

地元国会議員・市長・市議会議長への要望活動

4. 法人会の充実発展に資する事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

広報活動は、法人会の知名度向上、会員はもとより、会員外にも会活動の周知、加入勧奨のための広報を充実させるとともに税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の広報活動を積極的に行う。

ホームページ並びに広報誌による事業活動報告、事業計画等の発信。広報誌は第1号から市の施設や金融機関、CNSに依頼して配置し会員外の方にも目に付くようにし、第2号からは、エッセーを掲載し、また、第4号では旬の食材によるレシピを掲載し、より親しみやすい内容に変えているが、今年度もより推進していく。また、本年も2回発行する。

5. 法人会員の福利厚生に関する事業

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いており、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り財政基盤の安定化に努める。取り扱い3社との諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。

がん保険制度創設30周年記念事業に協力する。

平成27年度 収支予算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	科 目	当年度
I 一般正味財産増減の部		支払助成費	100,000
		支払手数料	67,000
1. 経常増減の部		雑費	2,700
(1) 経常収益		管理費	5,362,633
基本財産運用益	1,250	役員報酬	255,840
基本財産受取利息	1,250	給料手当	344,400
特定資産運用益	1,300	退職給付費用	26,716
特定資産受取利息	1,300	福利厚生費	75,440
受取会費	13,247,000	会議費	1,720,000
正会員受取会費	13,247,000	旅費交通費	110,000
事業収益	740,000	通信運搬費	850,000
研修事業収益	80,000	減価償却費	1,309
広報事業収益	100,000	消耗什器備品費	380,000
福利厚生事業収益	560,000	印刷製本費	400,000
受取補助金等	7,544,600	燃料費	1,640
受取県連補助金	50,000	賃借料	186,633
受取全法連助成金振替額	7,494,600	租税公課	7,380
受取負担金	1,556,000	支払負担金	410,000
青年・女性部会受取負担金	1,000,000	委託費	50,000
負担金収入	556,000	表彰費	120,000
雑収益	100,000	リース料	280,000
雑収益	100,000	保険料	18,720
経常収益計	23,190,150	支払手数料	88,000
(2) 経常費用		新聞図書費	6,245
事業費	17,325,511	雑費	30,300
役員報酬	2,864,160	経常費用計	22,688,144
給料手当	3,855,600	当期経常増減額	502,006
退職給付費用	299,084	2. 経常外増減の部	
福利厚生費	844,560	(1) 経常外収益	0
会議費	1,430,000	(2) 経常外費用	0
旅費交通費	1,240,000	当期経常外増減額	0
通信運搬費	335,000	税引前当期一般正味財産増減額	502,006
減価償却費	14,764	法人税、住民税及び事業税	100,000
消耗什器備品費	850,000	当期一般正味財産増減額	402,006
印刷製本費	1,410,000	一般正味財産期首残高	13,767,784
燃料費	18,360	一般正味財産期末残高	14,169,790
賃借料	2,089,383	II 指定正味財産増減の部	
保険料	81,280	受取補助金等	
租税公課	82,620	受取全法連助成金	7,110,800
支払負担金	340,000	一般正味財産への振替額	△7,110,800
委託費	1,230,000	当期指定正味財産増減額	0
会場費	150,000	指定正味財産期首残高	0
広告宣伝費	21,000	指定正味財産期末残高	0
		III 正味財産期末残高	14,169,790

役員名簿

〈理事名簿〉

氏名	法人名
川喜田 彰	(株)佛庄総本店
森 通人	(有)マイドソフト
木原 敏彦	(株)飯田建設
岡村 信之	(株)オカトモ
内藤 博之	(株)タスク
伊藤 義一	伊藤造園建設(株)
廣田 隆	近畿電設工業(株)
杉野 文雄	杉野工業(株)
井上 準二	峰徳運輸(株)
津坂 千賀夫	(株)津坂
杉本 幸樹	(株)杉本プラスター
宮崎 福治	(株)宮崎商店
末松 章吾	末松工業(株)
山中 茂樹	(株)光電気工業所
西口 直人	西口建工(株)
森 洋一	(株)モリエー
村上 道哉	三重工熱(株)
樋口 勝幸	(株)葵
浅尾 義光	トーヨーフェンス(株)
新美 平和	(株)新美工務店
東口 大介	ブラウン開発(株)
田中 隆一	(有)田中ウエルテック
長谷川 照義	(株)長谷川建装
中島 治彦	(有)ライズコーポレーション
竹口 茂樹	ヴィナテリーヤタルヤ(資)
日置 尚代	(株)ヒオキ
下田 徳重	(株)フジコウ
田中 彩子	(医)誠仁会
飯田 隆典	(株)飯田鉄工
阪田 朋成	(株)サカタ
大見 武夫	(有)ベルテック
西村 善行	(株)鈴鹿インター
安田 克志	(株)ADI

氏名	法人名
向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
寺川 浩二	(株)スズカキャリーサービス
宮崎 城治	(株)アポロ
棚橋 雄彦	(株)タナハシ機工
岡田 信春	三恵工業(株)
近藤 博信	(有)鈴鹿ボートリー
永戸 秀樹	サンモーター(株)
坂口 英夫	(株)坂口商店
服部 宗次	(有)ハットリ技建
浜本 隆弘	(有)浜本鋳金工業所
坂口 博文	鈴峰企業(株)
沖 俊成	(株)沖植物園
北川 大海	(有)北川木材工業
水野 憲志	(有)まる仁製茶
石井 朋子	(有)プランタンさかきや
葛西 徳昭	(有)葛西商事
堀田 誠	堀田建設(株)
小菅 洋幸	(株)亀山ショッピングセンター
神野 隆之	(株)神野工業
川森 浩司	(株)セキデン
服部 昌弘	(株)服部工務店
渡邊 孝明	(株)ナベカ
長田 美恵子	(株)長田建材店
太田 秀典	(有)太田コンクリート
(青年部) 荻野 晃	(株)荻野建設
(女性部) 吉澤 時子	(株)ヨシザワ
(専務理事) 西井 健	(公社) 鈴鹿法人会

〈監事名簿〉

氏名	法人名
北川 亨	(株)安全
(新任) 吉澤 茂	(株)ヨシザワ

今後ともよろしくお願いします。

退任役員

田中 龍雄	小島 龍雄	加藤 保行	田島 誠雄
印田 毅	北村 拓	永戸 俊也	神野 重樹
(評議員) 田中 久司	(評議員) 濱口 浩二	中島 高	佐熊 雄二

永い間お疲れさまでした。ありがとうございました。

新常任理事紹介



常任理事（副会長） 飯田 隆典

今年度より副会長を務めさせて頂くことになりました。平成19年度より8年間、総務委員長を務めさせて頂き、その間公益法人化に向けて会員の皆様方、また役員の皆様方には大変お世話になり、ありがとうございました。今年より委員会は総務、支部は平田支部、部会は青年部会の担当副会長として、また、県連は総務委員長、全法連は総務委員として会員の皆様のお役に立てる様、努力してまいります。皆様のご指導並びに、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



常任理事（副会長） 石井 朋子

この度、前中島副会長のあとを受けて副会長の大役をお受けすることになりました。お役に立てるかどうか心配ではありますが、皆様の足を引っ張ることのないように微力ながら精いっぱい努力いたす所存です。女性の視点に立って、細やかな活動ができればと思っています。皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。



常任理事 総務委員長 阪田 朋成

この度、総務委員長を務めさせていただくこととなりました。平成19年度より青年部会長を務めさせていただき、総務委員会の法人会における役割の重大さを感じております。担当副会長で前総務委員長の飯田副会長や西井専務にご指導いただきながら、微力ではありますが、鈴鹿法人会活動のお役にたてるよう努めてまいります。皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。



常任理事 厚生委員長 渡邊 孝明

今年度より厚生委員長を務めさせていただくことになりました。昨年度から全法連会議にて決定された福利厚生制度収入「3年10億円増収計画」を展開しており、少しでも目標に近づけるよう、また会員企業様の保険商品によるリスクヘッジの一助になれるよう、各保険会社様とのパイプ役を担っていきたくと思っています。微力ではありますが努めていきたいと思っていますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



常任理事 神戸支部長 岡村 信之

この度、神戸支部の支部長になりました岡村信之です。仕事は、建物の「曳家・揚方」を家業に132年、私で4代目となる老舗ではありますが、こじんまりした建設業を営んでおります。私個人は、建築家であり、建物を創造することを糧として修行に励んできたつもりです。古きものを継承する家業と常に新しいものを創る建築家との間で、今だに迷いの57歳です。自身にも矛盾を抱えながら、「法人会の支部長なんて!」と家内も訝しがっておりますが、そこはそれ友人という「助けの神」もいて、どうにか船出しました。座礁や難破せぬよう仲間を信じて頑張ります。



常任理事 東部支部長 井上 準二

少子高齢化が進み、労働力不足が懸念される中、輸出は、円安・ドル高を背景に、個人消費は、雇用・所得環境の改善を受けて上向きつつあり、日本経済は穏やかな回復基調が続いています。しかし、その恩恵を受けているのは、中央の大手企業と、一部の投資家だけです。地方の中小企業・商店・個人は、まだまだその実感はありません。そんな中で、東部支部は、「希望・勇気・実行」をコンセプトに、愛と友情をもって地域の皆様とともに時代の変化もみつつ楽しんで、喜んでいただける活動を続けていきたいと思っています。どうぞご指導ご協力よろしくお願い致します。



常任理事 玉垣支部長 西口 直人

このたび玉垣支部長を務めさせていただくことになりました西口直人です。支部活動の充実を図り、鈴鹿法人会の事業に貢献できますよう、微力ではございますが努めてまいります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



常任理事 亀山支部長 服部 昌弘

今年度より、田島支部長の後任を仰せつかりました。経済環境が次々と変化していく中、当支部も青年部会、女性部会と連携を密にしながら、会員相互の絆を大切にして、会員の皆様にも少しでも役立つ活動を行いたいと考えています。皆様のご指導をよろしくお願い致します。



常任理事 青年部会長 荻野 晃

この度、青年部会部会長の拝命に伴い、常任理事を務めさせて頂くことになりました荻野でございます。親会と青年部会の懸け橋となれるよう、精一杯頑張りますので、皆様、ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。



常任理事 女性部会長 吉澤 時子

この度、女性部会長に就任させていただきました。公益法人として、3年目を迎える鈴鹿法人会は、更に会員相互のコミュニケーションが大切になってきています。女性部は、常に親会、青年部会と連携を取りながら様々な活動を、進める中で、いつも明るく楽しい、魅力ある女性部を目指して頑張っております。どうぞこれからも、多大なる、ご協力をよろしくお願い致します。

社会貢献活動

「親子税金クイズ」11月3日(火・祝)に開催決定!

毎年恒例となっております、「税を考える週間」の記念事業「親子税金クイズ・映画鑑賞会」が今年も開催されます。

毎回、好評をいただいておりますが、今年もイベントも盛りだくさんで、皆様をお待ちしております。



今年も「温暖化防止対策啓発活動」に参加しました。

研修委員会は、去る6月7日(日)に開催された鈴鹿市主催の「地球温暖化防止対策啓発活動」に参加し、三重県地球温暖化防止活動推進センターの方やほかの団体の皆さんとともに、鈴鹿ハンターにて、地球温暖化防止活動啓発のティッシュペーパーを来店者に配布しました。



節電啓発活動「いちごプロジェクト」を実施

昨年、資源エネルギー庁発表の節電目標である「企業、家庭とも一律15%の節電削減」に協賛し、「いちごプロジェクト」として、会員に参加実施を呼びかけてまいりました。今年も全法連女性部連絡協議会では7月から9月を活動期間として取り組むこととなり、当法人会においては節電うちわを配布し家庭での節電を呼びかけていきます。



青年部会だより

部会長あいさつ



青年部会長 荻野 晃

本年度より青年部会部会長を務めさせていただく荻野でございます。公益社団法人となって以降、当部会の活動の幅もますます広がり、今では租税に対する啓蒙活動という枠にとどまらず、多くの公益事業にチャレンジしております。今後も、地域社会への貢献活動や研修会、親睦交流活動を実践しながら、次世代を担う経営者である青年部会の資質向上を図っていきたくと存じます。とは言いつつも、一番には『楽しみながら出来る青年部活動』を心掛けますので、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

5/21 第3回 法人会青年部会定時総会

去る5月21日、第3回青年部会定時総会がコンフェット鈴鹿平安閣にて開催されました。本年度は役員改選期であり、本総会にて2年間走り続けた村上部会長から荻野新部会長にバトンが手渡されました。

本年度の事業計画や新役員についても無事に承認され、また、本年度は県連情報交換会の企画運営も当部会が受け持つことになっており、各委員会の皆さんは、どんどん積極的に事業を推進していただければと存じます。

村上直前部会長、杉野直前運営専務、本当にお疲れ様でした。荻野新部会長、2年間、お手柔らかによろしくお願いいたします。(運営専務 宮崎城治)



租税教室

26年度は初めて中学校での租税教室に取り組みました(神戸、創徳)。対象は3年生です。公平に税金を集めるにはどうすればよいかを「税金集めゲーム」と題して生徒たちに話し合ってもらいながら授業を進めました。最後は日本の財政状況を説明しながら、税金の大切さを伝えました。

3年目になる小学校での租税教室は、女性部の協力のもと、鈴鹿・亀山地区の小学校6校においても租税教室を実施しました(神戸、若松、郡山、箕田、桜島、亀山南)。毎年参加しているベテラン講師に加え、今年初めて参加する新人講師の育成にも力を注ぎました。インフルエンザによる学級閉鎖で、予定していた日程が変わったりというハプニングもありましたが、一昨年製作したDVDも含め、例年通り評判の良い租税教室となりました。今後もよりよい租税教室が開けるよう、もっと拡大していけたらよいと感じました。(川井直人)



S.H.I.P(Suzuka Houjinnkai Interchange of person Party)開催

第2回S.H.I.P In イオンモール シネマ鈴鹿が「全ては笑顔のために・・・」を合言葉に青年部のメンバーと家族、総勢62名が集まり開催されました。映画館の巨大スクリーンに任天堂Wiiをつなげて、大人から子供までみんなでゲーム対決をポップコーンを食べながら行いました。スティックを使って誰が一番遠くまで飛ばせるか、馬に乗ってだれが一番早くゴールできるかレースを行いました。巨大スクリーンでゲームをするのはみんなはじめてで、興奮しながら、笑顔が絶えない対決ができました。巨大スクリーンでみんなが対決を観て興奮して、こころが一つになったことが大変よかったです。

最後は「みさき屋」さんで肉をたくさん食べました。第3回S.H.I.Pが今から楽しみです。(佐藤左恭)



青年部役員紹介



東海法人会連合会青年部会連絡協議会 会長 安田 克志

本年度6月29日の総会をもって東海青連協の会長をさせて頂く事となりました。愛知・岐阜・三重・静岡の会員が“楽しく”情報交換・意見交換が出来る事を目標に、それぞれの単位会発展に寄与したいと思っております。鈴鹿の名に恥じぬよう2年間頑張ってお務めてまいります。



(一社)三重県法人会連合会青年部会連絡協議会 会長 村上 道哉

本年度より、三重県連青連協会長を務めさせていただきます。三重県連青連協の主な事業として情報交換会の開催がございます。この情報交換会の実質的運営を鈴鹿法人会青年部会の皆様をお願いをさせていただきますこととなります。鈴鹿法人会青年部会の皆様方のやり過ぎる運営には少しばかりの不安はありますが、これぞ！鈴鹿と唸らせることに期待を込めお願いさせていただきます。荻野部会長はじめ会員の皆様には大変ご無理を申し上げますが一年間どうぞよろしくお願い申し上げます。



県連情報交換会実行委員会 委員長 川井 直人

平成19年から早8年、平成27年度の県連情報交換会は鈴鹿の地で開催されます。鈴鹿の魅力をお越しいただいた皆様に満喫していただけるよう、みんなで力を合わせて成功へと導きましょう！ご協力よろしくお願いします。



研修委員会 委員長 近藤 充功

第9回目を迎える親子バスツアーでは、参加者の皆様に楽しく学んでいただけるように、エコドライブコンテストでは、環境に配慮した運転で上位を目指せるよう取り組んでいきますのでご協力よろしくお願いします。



税制委員会 委員長 藤田 将地

H27年度税制委員会では昨年度に引き続き租税教育活動を行っていきます。特に本年は大学生にアシスタントとして参加していただき、従来より行っている租税教室をもうワンランクレベルアップできるよう頑張っていきます。



親睦厚生委員会 委員長 長谷川 啓志

当委員会では「親睦交流会」「家族例会」の企画運営を担当させていただき、会員同士の有益な交流、家族間交流の時間を構築出来るように努めてまいります。また、会員企業の福利厚生制度の充実を促進していきます。



組織増強委員会 委員長 大野 太平

私自身まだまだ未熟であり、会員様を知らない事も多い中で、諸先輩方にアドバイスを仰ぎながら新規会員様の拡充と、研修旅行等を通じて自分自身も含め、各会員様と新規会員様とのコミュニケーション能力の向上を図り、人間関係への挑戦をしていきたいと思っております。



広報委員会 委員長 黒田 一重

本年度より青年部広報委員長を務めさせていただきます。本委員会は各事業の記録・保管・HPの管理と、青年部の事業活動を解りやすくたくさんの方に注目されるよう発信し、更に内容を充実させていただきます。



総務委員会 委員長 伊藤 潤

総務委員長という大役を果たすため、今まで培ってきた経験を存分に活かし、宮崎運営専務の下、青年部会の各委員長をサポートさせていただきます。そして皆様のお手本になるべく、各会合などでの司会進行役を通じ、各委員会が一致団結できるようにまとめ役に徹してまいります。

女性部会だより



鈴鹿法人会
女性部会長
吉澤 時子

部会長就任の挨拶

この度、日置尚代前部会長の後を受けて、女性部会長に就任させて頂きました。どうぞよろしくお願い致します。

公益法人として3年目を迎える鈴鹿法人会は、活動も定着し、しっかりと基礎が出来てきたように思います。これも一重に女性部会の皆様のご理解とご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

今後の大きな活動としまして、「夏休み親子映画会と租税教室の開催」、「特別養護老人ホームの慰問、寄せ植えと車椅子の贈呈」がありますが、今年度最初の事業といたしまして、「夏休み親子映画会と租税教室の開催」は、8月23日(日)に開催予定です。

この開催にあたりましては、教育委員会様や学校関係者の皆様には、多大なお力添えを頂き開催の運びとなりました事心より感謝申し上げます。

尚、当日は会員の皆様には大変なご苦勞をお掛けすると思いますが、宜しくお願い致します。

今後も本会様・青年部会様との連携を保ちつつ、女性部の団結力と明るさで法人活動を活発に遂行してまいります。会員の皆様どうぞ多大なるご協力をよろしくお願い申し上げます。

2/2・9 租税教室

女性部会では、初仕事となりました租税教室が2月2日(月)鈴鹿市立箕田小学校(阿部)、2月9日(月)亀山市立亀山南小学校(小菅・服部)にて各々6年生を対象に開催されました。

昨年10月に鈴鹿税務署にて講師養成講座を受講し、青年部の方々にもサポートしていただきながら、実践演習も数回行い、いざ本番へのはこびとなりました。

本番当日はととても緊張しておりましたが、とにかく子供達の前では落ちついて言葉一つ一つをゆっくりと正確に伝えようと努めて行いました。子ども達はすでに授業で「税」について学んでいた事もあり、私達の質問に対しても元気よく手をあげ答えてくれる等、おかげで私達の緊張も徐々にほぐれ、途中青年部製作のDVD鑑賞も含めて、45分間授業があつという間に過ぎていきました。最後に子ども達から「消費税は何故必要になったのか?又増税?…」といった質問を受け、少しドキッとしてしまいましたが、答えとしては、「税」によって皆さんの学校生活も含め、日々の生活が成り立っている事を再度お話しし、改めて「税」の大切さ、必要性を伝えることとなりました。

今回の租税教室を終え、私達もまだまだ「税」について知識不足であると実感させられました。次回開催にむけて私達も「税」についての知識をより深めると共に子ども達に伝えていくという役割を担い継続していこうと思いました。(阿部美千)



新総務委員会一同

役職名	氏名	法人名
部会長	吉澤 時子	(株) ヨシザワ
直前部会長	日置 尚代	(株) ヒオキ
副部会長 (総務委員長)	倉田 澄子	クラタ自販(株)
副部会長	阿部 美千	(株) 神戸ダイハツ
〃	杉浦 京子	丸松運送(有)
〃	倉田 智子	(有) 洋久屋燃設
〃	沖 澄子	(株) 沖植物園
〃	小菅 まみ	(有) 小菅金物
税制委員長	森脇 南海子	(株) モリワキエンジニアリング
研修委員長	向井 なよ子	(株) ホンダ四輪販売三重北

役職名	氏名	法人名
組織委員長	竹口 正子	(有) 大徳屋長久
厚生委員長	服部 三恵子	三宝電設(株)
広報委員長	服部 千賀子	(有) 服部ふとん店
神戸支部長	清水 映美	(有) ティース
東部支部長	高野 鈴代	(株) 高 真
玉垣支部長	田中 マサ子	三田工業(株)
白子支部長	杉野 ま美子	(株) スギノ
平田支部長	木村 吉子	(有) 木村製作所
西部・鈴峰支部長	永戸 陽子	サンモーター(株)
亀山支部長	山内 百合子	(有) 山内建設

4/16 女性フォーラム 福岡大会

平成27年4月16日第10回全国フォーラムが、ヒルトン福岡シーホークスにて盛大に開催され、約1700名の参加がありました。大会キャッチフレーズは「アジアの息吹き体感し、女性の和を届けよう！次代を担う子供のために女性の力発揮して」です。アジアとは北部九州が、東アジアの玄関口としてアジア諸国に近く観光地として交流してきたからだそうです。

第1部の記念講演はテーマ「女性がつくる日本。地域の元気・未来を担う子供たちへ」講師は藻谷浩介氏です。現役世代の減少、高齢者の増加の中、日本人の1人当りの年間のモノ消費は110万円程度で、お金の使い方次第で地元経済に回る、また子育て支援のよい県はどこかなど、女性は、地域社会に重要な役割を果たしていると言われました。

第2部の式典も無事終わり、第3部の懇談会は三味線やお囃子により艶やかな姿での日本舞踊からはじまり、地元の美味しい料理をいただき、他の地域の人達とお話をしたり大変楽しく過ごしました。最後は、しゃもじを2個もらいカチカチ合わせながら皆で踊り閉会となりました。地元の物産販売コーナー、また税に関する絵はがきコンクール代表展示会もしており、わが法人会も関小学校6年生の作品が展示されました。

次期開催は福島です。私達女性部はハッピーロードネットの西本様を通じ「桜の街道を未来の子供たちへーふくしま浜街道。桜プロジェクトオーナー基金」に桜の苗木を寄付しております。福島でも震災からの復興に向け女性が大活躍していることと思います。今年もたくさんの事業がありますが、ひとりでも多くの方にご参加していただきますようお願いいたします。(向井なよ子)



5/21 公益社団法人鈴鹿法人会女性部会第3回定時総会

去る5月21日コンフェット鈴鹿平安閣において女性部会第3回定時総会が開かれました。今年、役員改選の年で部会長はじめ副部会長全員が新任となり、ぐっと若返りました。吉澤新部会長のものと若さと行動力あふれる女性部会の新しい航海が始まった感があります。

総会のあと、親会・青年部会と合同の懇親会がありました。今までお顔のみえなかった会員さんの出席も多かったように思います。こういう機会にどんどんつながりを広げ、組織のパワーアップ、ひいては各法人のパワーアップになればと思います。(桐生秀子)



6/26 研修旅行

雨の中女性部40名を乗せ辻製油・うれし野アグリの世界初のトマトハウス、そして清流宮川を眼下に奥伊勢フォレストピアへと賑やかにバスで運んでいただきました。辻製油の会長に日本人の心「もったいない」から地域資源に着目した農と食のあり方。ジビエ料理もそのひとつでしたが、ジリ貧になっていく地域経済にどのように活路を見出すか？強いもの、頭のいいものが生き残るのではなく変化に対応するもののみが生き残る。そして人こそが最大の資源であり、資産である。そのお言葉が心に強く残り、自分自身の活力とし夢のある職場をめざそうと帰路につきました。(小菅まみ)



予告 **夏休み親子映画会**
入場無料
 ●とき／平成27年8月23日(日)
 ●ところ／亀山市文化会館
 1部／メアリーと秘密の王国 2部／楽しい租税教室とおたのしみ抽選会

第9回 税に関する絵はがきコンクール
大募集! 応募締切り／平成27年9月11日(金)

ホームページもリニューアル
 Q 鈴鹿法人会 検索
 ブログ・フェイスブックも見て下さい。
 公益社団法人 鈴鹿法人会 女性部会

第5回

“各支部における神社・仏閣”



平田支部

えんぎしきない やぶたじんじゃ
延喜式内 夜夫多神社

三重県鈴鹿市甲斐町宮ノ前1184

縁記

延喜式内社にて醍醐天皇の代延喜式神名帳にすでに記載されている。

宝暦9年8月の上進社記に藪田神社とあり古称名夜夫多神社、矢太村とあり延宝3年9月棟礼には鈴鹿郡甲斐町藪田村とあり、この社号は地名をもってすとあり、藤ヶ森に古い宮の森あり、夜夫多神社の古跡なり、往古流水して現地に移したりとある。

御祭事

歳旦祭	1月1日	(式)午前12時30分
祈念祭	2月第3日曜日	午後2時
	馬の砂かけ	午後7時
初午祭	3月午日近い日曜日	午後2時
春季例祭	4月第2日曜日	午後2時
祇園際	7月第2日曜日	午後7時
秋季例祭	10月第2日曜日	午後2時
新嘗祭	11月第3日曜日	午後2時

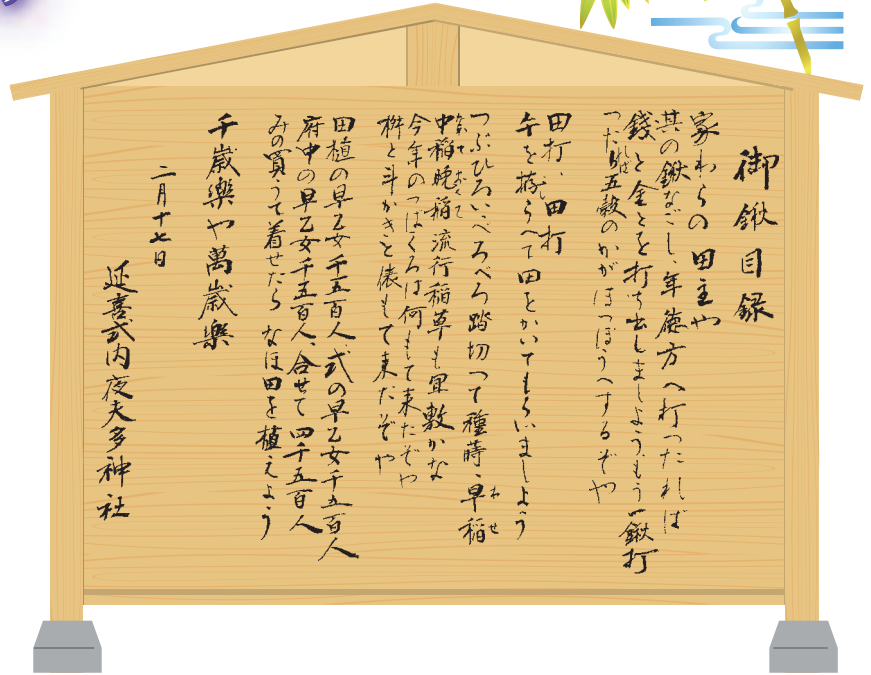
御祭神

大穴牟遲命	建速須佐男命
天兒屋根命	大雀之命
大山津見神	

馬の砂かけ



早乙女の田植え



馬に砂をかけ水しぶきに見立てる

馬の砂かけ
 室町時代より夜夫多神社の御鋤祭の夜の行事として田植えの仕種を行い豊作を祈願する。



神道では赤き清き直き誠の心で世の為人の為に尽せば必ず御神徳により幸福になれます。
 夜夫多神社
 宮司 勝田 真人



エッセイ

わがまちウォーク 街角ウォッチング

【歌川広重の「東海道五十三次」】

庄野と石薬師

エッセイスト 福島 礼子

広重版画の魅力

昭和の時代、人々は絵葉書を見て見知らぬ土地に思いをはせた。昨今ならばインターネットの検索で世界の旅にというところだろう。江戸の人々は、浮世絵「東海道五十三次」を眺めて想像力をふくらませ、目で旅をしていた。

私は子供の頃から、学生時代をのぞいてずっと鈴鹿市の庄野に住んでいる。庄野は江戸時代、東海道五十三次の宿場ではあったが、関と四日市、桑名の間であり、大名も旅人も宿泊することが少なく、ずっと貧しい宿場町であったと聞いている。そのため本来ならば「庄野」という地名が全国に知られる理由はどこにもないはずであった。歌川広重描く「東海道五十三次」の「庄野の白雨」が傑作であったゆえに、庄野という地名はポピュラーなものになった。

学生時代、鈴鹿を離れて暮らした私は、故郷の地を説明するのに広重の浮世絵をつかった。友人達はひどく鄙びた土地を想像したらしい。私は白雨つまり走り雨が降る「庄野」に住んでいることになった。彼等もまた広重の「東海道五十三次」を見て、目で庄野を旅していたのだ。

雨にけむる庄野

浮世絵師の歌川広重が、保永堂版「東海道五十三次」という名所シリーズを出したのは江戸後期の天保4年(1833)のこと。その中の一枚、「庄野の白雨」は、シリーズの中で白眉といわれている。白雨とは白日(昼間)の激しい夕立のこと。広重は繊細な薄墨の線で夏の雨を表している。地面に当たる斜線の雨はいかにも激しく、夏姿の登場人物たちはそれぞれの動作で描かれている。

坂道にはゴザをかぶって駆けあがる旅人の姿、雨宿りの場所を探しているだろうか。駕籠屋は、かっぱを駕籠にかけ、杖をつきながら声をかけあ

い急いでいる。よく見ると、駕籠の中で客は降り落とされまいと手に力を入れている様子がみてとれる。笠蓑をつけ坂を駆け下る農夫は、さも畑仕事の途中にかけだした風情。鋤をかついで前かがみとなっている。後ろには、番傘を半開きにして走る旅人の姿がある。

背景では、草葺き屋根の農家がひっそりとたたずみ、それを囲むようにざわざわと頭をゆらすのは竹林だ。それらすべてを洗うように白雨は降りそそぎ、雨にけむる竹林と家並はシルエットと化している。

薄墨にジャパングルーと呼ばれる淡い藍、色調を極力抑えた彩色に浄化作用があるのだろうか、動きのある人や自然を描きながらも、不思議と静かだ。広重の臨場感あふれる画面は、湿気を帯びてあくまでも美しい。

広重描く江戸時代の「白雨の庄野」は、私の友人にとって、そのまま昭和の庄野であり、私の故郷となったが、私は決して否定したことはなかった。それどころか、あれから歳月を重ねた今、竹藪で囲まれた茅葺きの家屋が私の家であり、駕籠屋が駆けた坂道を走ったことがあるような錯覚さえ持ち始めている。これは私が広重の「庄野の白雨」を見過ぎたせいなのか、あるいは広重の「東海道五十三次」が放つ魔術なのかもしれない。

海を渡った浮世絵

今から130年ほど前、遠い異国の地から広重の絵に憧れた画家がいた。その画家の名はフィンセント・ファン・ゴッホ。生命力あふれる「ひまわり」で、日本人にはお馴染みの作家だ。彼が絵筆を握っていた頃、ヨーロッパでは日本ブーム、ジャポニズムが起きていた。浮世絵の大胆な構図や省略の仕方、そして色使いの妙味は、西洋の画家たちには大きな驚きとして映る。ゴッ

ホはその中でも、とりわけ日本好きで浮世絵の熱心な収集家でもあった。



「タンギー爺さん」という油絵には、椅子にすわるタンギー爺さんの背後の壁に、自慢の浮世絵がところ狭しと貼られている。目を引くのは毒気をはらんで魅力的な溪斎英泉の花魁。広重の「富士三十六景」の富士山が帽子の後ろにあり、その横に「東海道五十三次名所図会、石薬師」の文字が入った浮世絵が貼られている。おそらく富士山、桜、花魁という取り合わせが、ゴッホに限らず当時の西洋からみた日本だったのである。ちょうど一昔前、私たちがフランスといえばエッフェル塔、セーヌ川、パリジェンヌを思い浮かべたのと同じように。

ちなみにモデルとなったタンギー爺さんは、モンマルトルで画材屋を営んでいた実在の人。若い画家を支援し画材代をもらわず、代わりに作品を受け取ることもあったらしい。ゴッホも彼の恩恵を受けていて、この作品にはタンギー爺さんにたいするゴッホの思いも込められている。正面を見て椅子に座るタンギー爺さんはいかにも誠実そう。ゴッホはお世話になっているタンギー爺さんを、大好きな浮世絵で飾りたかったのだろう。

縦絵東海道「石薬師」

広重は出世作の保永堂版「東海道五十三次」を世に出して人気を得、その後多くの東海道シリーズを出した。その中に唯一、縦型のシリーズがあり「縦絵東海道」と呼ばれている。ゴッホの絵の中に登場するのは、「縦絵東海道」の「石薬師」。石薬師は当時、旅籠の数は15軒、庄野と並び東海道でもっとも旅籠の少ない宿駅だったといわれている。

広重の縦絵では、石薬師寺が田んぼのあぜ道の突き当たりに見える。手前には蒲桜が描かれている。源頼朝の異母弟、源範頼が鞭に用いていた桜の枝を地面にさしたところそれが育ったという伝承の桜だ。

石薬師では、広重の時代から180年ほどたった今でも、その蒲桜が毎春に華麗な花をつけ、目を楽しませてくれる。周囲の様子は様変わりしているが、石薬師寺と蒲桜の位置関係は今も浮世絵そのままだ。

絵葉書のように庶民に持てはやされ人気を呼んだ浮世絵。かけそば1杯の値段で手に入り、かさばらない土産物として重宝した広重版画。江戸時代は狩野派や丸山応挙などの日本画家が本流で、庶民の楽しみであった浮世絵は芸術とはまったく考えられていなかった。それだから西洋への輸出茶碗の包み紙として使われ、西洋の画家の目にとまり、浮世絵が海外で評判をとることとなった。

広重の浮世絵は、海を越えてゴッホの手に渡り、彼の画風に影響を与え、日本へのあこがれをもたらしめた。それは彼だけに留まらず、袋小路にはいった西洋絵画に風穴を開ける原動力ジャポニズムという大きなウエーブとなった。

西洋での浮世絵ブームは、逆に日本の美術界を刺激する。浮世絵が認められたのは、一九世紀末になってジャポニズムが起こってからのこと。旅人ではなく、浮世絵自身が海を渡り、異国に旅したからこそ母国で光をあびることになったのである。旅は人や物の価値観を大きく変える。縦絵東海道「石薬師」は、身をもって示してくれた。

旬の食材を使ったレシピ(一度試してみてもいいですか?)

ぷりぷり感がたまらない エビときのこのカレー炒め



作り方

1. エビは殻をむき、背ワタをとり、酒大さじ1をふっておく。きのこ類は食べやすい大きさに切る。にんにくはみじん切りにする。水菜は3~4センチ幅に切る。
2. フライパンにサラダ油とにんにくを入れ、焦がさないように炒め、そこへ水気を切ったエビを加えてさらに炒める。
3. 2にしめじを加えさっと炒め、さらにしいたけとエリンギを加えて炒める。
4. 全体がしんなりしてきたら、カレー粉、塩、こしょう、酒で味をつける。
5. お皿に盛りつけて、最後に上から水菜を散らす。

材料(2人分)

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・エビ ……8尾(約120g) ・酒 ……大さじ1 ・しめじ ……80g(約1/2株) ・しいたけ 80g(約6枚) | <ul style="list-style-type: none"> ・エリンギ ……80g(中2本) ・にんにく ……1片 ・サラダ油 ……大さじ1 | <ul style="list-style-type: none"> ・カレー粉 ……大さじ1/2 ・塩 ……小さじ1/2 ・こしょう ……適量 ・酒 ……大さじ1 | <ul style="list-style-type: none"> ・水菜 ……50g |
|---|--|--|---|

見た目も味も楽しめる ひらひらエビシューマイ



作り方

1. むきエビは食感が楽しめるよう、大きめのみじん切りにする。
2. 玉ねぎはみじん切りにし、片栗粉をまぶしておく。キャベツは1cm幅の太めの干切りにする。
3. ボウルに1と2の玉ねぎ、豚ひき肉、Aの調味料を入れよく混ぜ、一口大に丸める。
4. シューマイの皮を約5ミリ幅に切り、3にまぶす。
5. フライパンに2のキャベツを敷き、その上に4のシューマイを乗せる。酒を加えて、ふたをし中火~弱火で5分ほど蒸す。好みでからし醤油やポン酢でいただく。

材料(約16個分)

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・むきエビ ……200g ・豚ひき肉 ……100g ・玉ねぎ ……1/2個 ・片栗粉 ……大さじ4 | <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂糖 ……小さじ1 ・塩 ……小さじ1/2 ・こしょう ……適量 ・じょうが汁 ……小さじ1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごま油 ……小さじ1 ・醤油 ……小さじ1 ・シューマイの皮 ……16~20枚 ・キャベツ ……200g ・酒 ……小さじ2 |
|--|--|---|

このレシピはCNS様の「旬の食材でおうちごはんレシピ集」から提供いただきました。

一般社団法人 三重県法人会連合会
第3回 通常総会
 平成27年6月18日(木) 於：プラザ洞津

第3回県連通常総会が開催され、当会から次の13名出席しました。竹林県連会長が議長となり、議案のすべてが可決・承認されました。



竹林県連会長



総会風景

当会からの出席者

直前会長	岡田 信春	三惠工業(株)
会長	田中 彩子	(医)誠仁会
副会長	杉野 文雄	杉野工業(株)
副会長	近藤 博信	(有)鈴鹿ポーター
副会長	樋口 勝幸	(株) 葵
副会長	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
副会長	石井 朋子	(有)プランタンさかきや
前副会長	中島 高	亀山瓦斯(有)
理事	大見 武夫	(有)ベルテック
理事	津坂千賀夫	(株)津坂
理事	東口 大介	ブラウン開発(株)
監事	吉澤 茂	(株)ヨシザワ
専務理事	西井 健	

受賞者の方々

公益財団法人 全国法人会総連合 会長表彰

県連功労者



副会長
杉野文雄 殿

単位会功労者



理事
小島隆雄 殿



理事
津坂千賀夫 殿



理事
大見武夫 殿

経営者大型総合保障制度
単位会役員表彰

一般社団法人 三重県法人会連合会 感謝状

県連役員・委員功労者



直前会長
岡田信春 殿



前副会長
中島 高 殿

単位会役員功労者



監事
北川 亨 殿



理事
東口大介 殿



監事
吉澤 茂 殿

県下8法人会から提案されました税制改正要望事項は、去る、6月12日に開催されました三重県法人会連合会の税制委員会できりまとめ、全国法人会総連合に提出いたしました。

今後も、皆様方からの税制改正の要望をお待ちしております。

平成28年度 税制改正要望事項

一般社団法人 三重県法人会連合会

総 論

日本の財政は、歳出が歳入を大幅に上回る状況が続いており、累積債務額は1千兆円を超え、財政の健全化が急務となっている。

日本経済の再生、国家・社会の構造的な課題（少子高齢化・人口減少、財政健全化、地方分権の推進等）の解決には、経済・財政政策、社会保障政策、地方行政改革、税制対策などの総合的な対応が必要である。

中でも税制対策は極めて重要であるが、改革は、税制、財務及び社会保障制度を一体として改革を進める必要がある。

年々増加する社会保障の財源として、景気に影響されない消費税が平成26年度4月に5%から8%に引き上げられ、さらに、平成29年5月には10%へ引き上げられる。

歳入については安定した税収の検討ではなく、法人税率の引き下げを行うことで国際競争力を強化し、その結果もたらされる国民所得の増加による消費の拡大から安定した消費税収入を得る循環を造ることで、より高い経済成長と財政健全化を図るべきである。

また、国内市場が伸び悩む中、需要の増大が見込まれる海外市場をターゲットとして国内企業が事業を展開していくことは自然な流れであり、海外収益を国内に還流させることで、国内経済を活性化させることが持続的な成長に繋がるものと考えられることから、海外で得た収益を国内に還流させるインセンティブが働く税制を整備すべきである。

しかしながら、歳出削減についての対策は、依然として遅々として進んでいない。

今こそ、国会議員及び地方議員、国家公務員及び地方公務員の定数削減並びに歳費、給与及び特別会計の徹底した見直しにより国及び地方の歳出削減を図り、納税者たる国民から「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努めなければならない。

特に税の用途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確認したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

また、税制においては、「公平・中立・簡素」という基本原則に従い、所得・資産・消費税のバランスの取れた時代に即した税体系を確立すべきであり、経済社会の構造変化に即した税制と不公平を生じることがないように努めなければならない。

税制改正にあたっては、常に国民の視点に立ち、税負担の公平は勿論のこと分かり易く簡単な仕組みにするとともに、経済活動における中立性も求められている。

日本の税制度は外国に比べきわめて複雑であるが、「シンプル イズ ベスト」が望ましく、税法は単純・明解なものにすべきであり、時代の変化にそぐわない税制は機動的且つ迅速に見直し又は廃止を行い、わが国経済・産業を支えている中小企業の活性化に資する税制の整備をすべきである。

さらに、地方分権に当たっては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まることから、地方行政の財源確保のため、安易な目的税の創設ではなく地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

国税関係

I 法人税関係

1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率23.9%に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。

企業の国際競争力確保のため、実効税率を20%程度に引き下げられたい。

2. 中小法人に対する特例

中小企業は、大企業に比べて雇用や金融などの面で競争上不安定な立場に置かれることが多く経営基盤も弱い。

よって、軽減税率の適用所得限度額を1,500万円（現行800万円）に引き上げられたい。

また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率が19%から15%に引き下げられたが、11%まで引き下げられたい。

3. 同族会社の留保金課税の廃止について

平成19年度改正で特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となったが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。

4. 減価償却制度

(1) 減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

また、取得時期により区分されている現行の新旧併用計算方式を新しいものに統一されたい。

(2) パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

(3) 建物の減価償却方法について

平成10年4月以降の新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢価格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれた定率法による償却方法との選択とされたい。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

少額減価償却資産の特例について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

また、取得価額30万円未満の少額資産は全額損金算入できるよう改められたい。

6. 研究開発費税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額の40%（現行30%）に引き上げ

げられたい。

7. 交際費課税

- (1) 交際費の取扱いは、平成25年度の税制改正において中小企業について600万円から800万円まで引上げられ、全額損金算入となった。制度の定着化を図られたい。
- (2) 交際費課税の対象となる慶弔費等について
事業活動を遂行するに当たり、社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とし、損金の額に算入すべきである。

8. 繰越欠損金の損金不算入等

青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の繰越控除を米国並みに15年間（現行10年間）に延長されたい。

9. 退職給与引当金繰入額の損金算入制度の復活

税負担の平準化を損なわないため、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。

10. 利益連動給与について

平成18年度の税制改正により、役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。

しかし、利益連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、事前の税務署長の承認を排除し、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

11. 配当金について

支払法人側で既に課税済みの配当金等について受取人側でも課税することは二重課税であり、益金不算入割合を100%にすべきである。

12. 確定申告書の提出期限

商法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内（現行2ヶ月以内）とされたい。

13. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。
既計上分も含め損金化できる措置を講じられたい。

○法人・個人共通事項

1. 社会保険診療報酬について

社会保険診療報酬の所得計算上、収入金額が7,000万円を超える者について概算経費率の特例を

適用しないと改正されたが、更なる金額の引下げ又は廃止すべきである。

Ⅱ 所得税関係

1. 譲渡所得

(1) 景気浮揚策として、住宅建設に対しての融資や税の軽減措置はされているが、その対策が進められるうえに大切な土地税制の緩和がなされていない。

土地の流動化促進のために、譲渡課税率（長期）を国税7%（現行10%）、地方税3%（現行5%）の合計10%に軽減されたい。（但し復興特別所得税は含まれず）

なお、短期譲渡の税率については、土地取引がスムーズに行われるように長期譲渡と同様に扱われたい。

(2) 土地等を譲渡所得について、土地の流動化促進のためにも長期譲渡の特別控除（100万円）を復活されたい。

2. 事業用資産の買換えについて

事業用資産の買換えについては、譲渡価額又は買換資産のいずれか低い金額の80%を限度としているが、事業継続に必要な事業用資産の買換えについては、100%とすべきである。

3. 損益通算

(1) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間の延長

損益通算してもなお、控除しきれない損失の金額については、9年間（現行3年間）に延長されたい。

(2) 土地建物等の譲渡による所得が赤字となった場合の損益通算制度を復活されたい。

4. 所得控除等

(1) 現行の各種所得控除の簡素化を図られたい。

(2) 医療費控除の最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げられたい。

なお、疫病予防を積極的に推進している現在の国策に則り、医療費高騰の歯止めとして人間ドック等の予防的な医療費を控除対象とすべきであり、尚かつ、少子化対策を意識して医療費控除の適用範囲を拡大されたい。

(3) 平成24年度から介護医療保険控除が創設されたが、最高限度額を10万円（現行4万円）に引き上げられたい。

(4) 生命保険料、個人年金保険料にかかる生命保険料控除の最高限度額を、それぞれ10万円（現行平成23年12月31日以前に締結した契約5万円・平成24年1月1日以降に締結した契約4万円）に引き上げ、併せて地震保険料控除を10万円（現行最高5万円）に引き上げられたい。

(5) 控除対象配偶者の収入基準額を130万円（現行103万円）に引き上げ、併せて社会保険庁との整合性を考慮し、配偶者特別控除額も引き上げられたい。

(6) 扶養控除を復活されたい。

(7) 寡夫控除と寡婦控除の適用要件を一本化されたい。

- (8) 個人においても連帯保証債務の履行による求償権が行使不能となった場合の損失を雑損控除の対象とされたい。
- (9) 老年者控除の廃止に伴い、高齢者の税負担は増している。
特に低所得者の負担に配慮し、老年者控除を復活されたい。
- (10) 公的年金等控除額120万円（現行65歳以上 年金等収入金額330万円以下）を140万円に引き上げられたい。
- (11) 雑損控除について
現行の雑損控除は災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合、①損失金額—保険金補填額—総所得金額等の合計額×10%、②災害関連支出の金額—5万円のいずれか低い金額を雑損控除とすることができる。
しかし、災害に伴う原状回復費に液状化現象や津波による被害のあった土地の原状回復費を含めて、雑損控除対象に算入すべきである。
- (12) 復興特別所得税について
復興特別所得税（2.1%を25年間）は、国の財源として付加されることになり、付加された税は全額復旧・復興に当てるべきである。

5. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日（現行翌月10日）とすること。

なお、納期の特例は、常時使用する者を20名未満（現行10名未満）に拡大されたい。

6. 財産債務明細書の提出制度の廃止

財産債務明細書の提出制度はすでに形骸化しており、実質的な意味も失っている。

早急に廃止すべきである。

また、法定資料や各種資料の提出要請が頻繁に行われており、その作成等に関し相当の負担を強いていることや、その資料に個人情報も多く含まれていることから、速やかに廃止すべきである。

7. 準確定申告の期限の延長

相続税の申告期限は、相続の開始を知ってから10ヶ月以内であるが、申告所得税の準確定申告の期限は、相続開始から4ヶ月となっている。申告期限を相続税と同様、10ヶ月以内とされたい。

また、青色申告承認申請は新たに事業を開始した時から2ヶ月以内とされているが、同じく10ヶ月以内とされたい。

8. 青色申告者の純損失の繰越控除期間等について

純損失の繰越控除は、平成27年度の税制改正により青色申告法人の欠損金の繰越控除期間が9年から10年に延長された。

青色申告者の純損失の繰越控除期間は3年であり、純損失の繰越控除期間を法人同様に10年に延長されたい。

9. 少子化対策について

子育て世代が安心して子育てができるよう各種の環境整備を図ることに加え、税制においても多産のインセンティブは働くような税制を整備すべきである。

例えば、第2子以降の大胆な扶養控除などの所得控除が考えられる。

Ⅲ 相続税関係

1. 相続税

(1) 事業承継

①平成25年度税制改正では大幅な改正が行われたが、もっと使い易い制度に見直されたい。

さらに、非上場株式の納税猶予制度の適用要件の緩和と所要の整備をすること。

平成25年度の税制改正において非上場株式の納税猶予制度は適用要件などが大幅に緩和され、手続面も簡略化され今後は利用が増加すると見込まれる。

しかし、中小企業の経営承継について、さらなる支援拡充をするためには次の事項を改正すべきである。

(1) 贈与税の納税猶予割合と同様、相続税の納税猶予割合を8割から10割に引き上げること。

(2) 発行済議決権株式の3分の2を上限とするのではなく、経営承継相続人が保有しようとする全ての株式を納税猶予の対象とすること。

②中小企業の多くは、オーナー経営者の高齢化により事業承継の時期が到来している。

平成25年度の税制改正において、非上場株式に係る相続税の納税猶予制度の見直しがあり、80%の雇用要件が5年平均に改正された。

しかし、雇用要件を維持するために、経営の維持が困難となる場合も想定されることから80%の雇用要件をさらに引下げるべきである。

(2) 財産評価

①「取引相場のない株式」の評価の中で「原則的評価方式」の中の「類似業種比準価額方式」にする1株当たりの類似業種比準価額の求め方がここ10年間改善されておらず、「類似業種比準方式」の改善をされたい。

また、取引相場のない株式の評価については、純資産価額として次の事項を見直されたい。

イ. 相続開始3年以内に取得した土地と建物等についても通常の評価とすること。

ロ. 評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること。

ハ. 土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すこと。

②営業権を財産評価から除外すること。

営業権は、企業が有する伝統と社会的信用・名声・立地条件・営業上の秘訣・特殊な技術・特別な取引関係の存続等を総合した、将来にわたり他の企業を上回る企業収益を獲得できる無形の財産価値であるが、現在の経済情勢の中では現在の収益を維持できるか疑問である。将来の超過収益力を現在価値として財産に計上し、相続税の株価を不相当に高く評価することになり、担税力が伴っておらず除外すべきである。

(3) 保証債務について

保証債務は、相続開始時において負担が確実なものを債務として控除できることになっている。相続開始後、3年以内に発生した保証債務の履行は、更正請求により救済措置を設けるべきである。

(4) 非課税財産

生命保険及び死亡退職金の非課税限度額を法定相続人一人当たり1,000万円（現行500万円）とされたい。

(5) 基礎控除

相続税の基礎控除額を「3,000万円+600万円×法定相続人」（平成27年1月1日より）を現行の「5,000万円+1,000万円×法定相続人」とされたい。

(6) 税額控除

相続税の未成年者控除・障害者控除（現行1年につきそれぞれ10万円、特別障害者20万円）を更に引き上げられたい。

(7) その他

①相続税の最高税率を国際水準なみに引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

②贈与財産の加算制度

相続開始前3年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。

(8) 相続税の課税方式について

相続税の課税方式を法定相続分課税方式から、遺産取得課税方式に変更すること。

現行の相続税法では、遺産取得課税を前提としつつも、税負担総額は各相続人の実際の額にかかわらず、資産の総額と法定相続分によって一律に算出するという我が国独特の制度を採用しているため、次のような問題がある。

(1) 同額の遺産を取得した場合でも、遺産の総額や法定相続人の数により相続税額が異なる。

(2) 相続財産の申告漏れがあった場合には、全ての相続人や受遺者の相続税額に影響を及ぼす。

(3) 相続税の申告をする場合、他の相続人から遺産の総額の提示を受けなければならない。よって、相続人や受遺者が実際に取得した財産に各々課税する遺産取得課税方式に変更すべきである。

2. 贈与税

(1) 基礎控除消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円（現行110万円）に引き上げられたい。

(2) 配偶者控除

夫婦間の居住用財産の配偶者控除額を、4,000万円（現行2,000万円）に引き上げられたい。

(3) 贈与税の最高税率を引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

Ⅳ 間接税関係

1. 消費税

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の要望事項と同様3ヶ月以内とされたい。
- (2) 諸届出書のうち、提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとしているが、事前の適否判断には無理がある場合も生じることから提出期限を課税期間の末日までとされたい。
また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。
- (3) 基準期間の廃止について
納税義務及び簡易課税制度の判定は、特に地方の零細業者等においては、課税売上高が1,000万円をかなり下回り乍ら益税（納税額が生じる場合）が多く、不合理な現象が生じている。
よって、前々年又は前々事業年度を基準期間として当課税期間の納税義務を判定する現行の基準課税期間は不合理であり廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこと。
なお、新たに当課税期間を基準期間として当課税期間の納税義務を判定し、その判定の結果、課税売上高が一定金額以下の事業者に対する申告不要制度を新たに創設すること。
- (4) 納税義務者の判定基準について
基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。
- (5) 中小企業を守るため、売価が固定されても下請け業者や中小企業の利益が減らないよう、また、小売業（一般消費者に対して）についても税額が個別に常に理解できるよう、内税ではなくはっきりと外税表示とされたい。
もしくは、現在の総額表示においては、外税表示または内税表示のどちらでも良いようになっているが、これを恒久化されたい。
- (6) 単一税率を維持すること
消費税の導入に伴う逆進性への対応として、軽減税率の導入が検討されている。
個人所得課税における所得再分配機能の強化と番号制度の導入、社会保障制度給付の一層の効率化・重点化により対処すべきであり、当面、消費税率は単一税率を維持することが望ましい。
- (7) 仕入税額控除の要件である帳簿の記載要件の見直しについて
仕入税額控除の要件とされる「帳簿及び請求書等の保存」は、事業者の事務負担となっている。
取引の検証は請求書があれば可能であり、まずは「請求書等の保存」を中心とし位置付け、請求書等に不備がある場合に限り、補完のための帳簿・記載を要件とすること。

2. 印紙税関係

印紙税の廃止

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとの課税の可否が分かれているのは不合理である。よって、印紙税を廃止されたい。

3. 揮発油税関係

現在揮発油には、揮発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是

正されたい。

V その他

1. 法定外資料の提出について

必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

また、納税者サービス等の観点から所得税、法人税等国税や都道府県民税について、申告及び納税の窓口を市区町村とし、税制の簡素化、徴税コストの軽減も図られたい。

2. 税制に関する災害基本法について

近い将来大規模な災害が発生すると予想されていることから、税制に関する災害基本法を制定すること。

3. 震災損失控除について

現行の雑損控除から震災損失控除を独立させ創設すること。

なお、震災損失控除には資産の損失に加え、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用も長期にわたる場合があり、これらの支出も控除対象とすること。

4. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合も多く、中古資産も償却対象とすること。

5. 社会保障・税番号制度について

社会保障・税番号制度については、個人情報外部に絶対漏洩されない仕組みを作り、目的をきっちりと決め運用されること。

当面は、社会保障分野、税務分野及び災害対策分野の限定的な利用とすることとし、社会保障・税番号制度の利用範囲については、社会保障分野（現金給付のみ）、税務分野及び災害対策分野の範囲とすることで、発生する問題点を検証・解決しながら時間をかけて制度を熟成させる必要があり、限定的な利用が望ましい。

特に税務分野の範囲については、メリット・デメリットを周知しながら、よく国民の意見に耳を傾けながら慎重に利用してほしい。

また、情報管理する企業（法人・個人事業者）の事務負担等にも考慮しながら制度を進めていただきたい。

VI 電子申告関係

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及促進を図るには、納税者の更なる利便性の向上にむけ、地方税の電子申告システム（eLTAX）と連動する措置を講ずるべきである。

また、e-Taxのソフト、インターネット上のマニュアルは極めて使いにくく解りにくいため、初

心者でも使いこなせるソフト、理解できるマニュアルに改修されたい。

なお、税務当局が国税の電子申告・納税制度について、さらに一層の普及を図ろうとするなら、個人に限らず法人に対してもe-Taxの特別控除創設されたい。(連年適用・税額控除額を10,000円)

地方税関係

総論

地方の財政においても、財政の健全化が急務となっている。

今こそ、地方議員及び地方公務員の定数削減並びに歳費、給与及び特別会計の徹底した見直しにより地方の歳出削減を図り、納税者たる県民・市民から「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努めなければならない。

特に税の用途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

さらに、地方分権に当たっては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まることから、地方行政の財源確保のため、安易な目的税の創設ではなく、县市町村住民と法人の現状を把握したうえで地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

I 法人関係

1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。

課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

2. 償却資産税

償却資産税の免税額を300万円（現行150万円）に引き上げるとともに償却資産の賦課期日を決算期末とし、申告期限については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、取得価額を国税同様30万円まで損金算入とされたい。

3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

4. 法人住民税

資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。

また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

Ⅱ 個人関係

1. 個人住民税

- (1) 個人住民税の各種諸控除額を所得税と同額とされたい。
- (2) 個人住民税の申告について、住民税においても所得税と同様に、給与所得以外の少額所得（20万円以下）について、申告不要とすること。
- (3) 個人住民税における退職所得に対する課税は、退職所得課税の特例として他の所得と区分し、課税関係が完結する方法がとられているが、退職所得を所得税と同様に、損益通算並びに所得控除の対象とすべきである。
- (4) 個人住民税の納付について、給与から源泉する住民税（特別徴収）は、各自治体ごとに納付しなければならない。本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

2. 個人事業税（県税）

個人事業税は、物品販売業など37業種を第一種事業（5%）、畜産業など3業種 第二種事業（4%）、医業など30業種を第三種事業（5又は3%）として課税し、農業、林業及び鉱物の掘採事業には課税されていない。

課税規程の創設と事業主控除金額（平成11年改正）を見直されたい。

3. 不動産取得税（県税）

贈与税の配偶者控除は、配偶者の老後の生活安定に最も必要とされる居住用不動産を贈与する場合に税の負担を軽減する目的で設けられている。

配偶者控除が適用される贈与については、不動産取得税を非課税とすべきである。

Ⅲ 法人・個人関係

1. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。国税との整合性を図るべきである。

2. 固定資産税

- (1) 固定資産の所在（大都市と地方の差）によって利用価値（収益還元価値）に大きな格差があり、収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。
- (2) 建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。
- (3) 宅地の評価は、一利用単位で評価されている。

したがって、幹線道路沿いの物件と接していた場合で利用単位が同一となった場合、従来の評価額に比し極めて高い評価となる。一利用単位の評価ではなく、所有者単位で評価すべきである。

また、評価替えは3年に1度にとられず速やかに現実に沿った評価替え措置をとるべきであり、税率もそれに沿うよう図られたい。

- (4) 平成24年度改正では、総務省や全国市町村会から小規模宅地特例の増税（現行6分の1を4分の1）とか、負担調整の制限とか償却資産税の増税とか固定資産税での増税議論が一斉に出された。
- 税収不足を理由に、なりふり構わず増税に走ろうとしているのは、地方税も国税も同じスタンスである。撤回を要望する。
- (5) 償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止すべきである。廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。
- (6) 稼働していない動産及び不動産には課税すべきではない。（そこから利益が生まれない。）

3. 事業所税

- (1) 事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。事業所税の課税標準は床面積（資産割）と給与総額（従業者割）であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。
- (2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額すべきである。

4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告(eLTAX)の普及を推進し、利便性を高められたい。

5. 軽油引取税（県税）

- (1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。よって、速やかに廃止されたい。
- (2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑である。もっと、解りやすく簡素にすべきである。
- 例えば、フォークリフトについて工場で使用する場合は非課税で、倉庫で使用する場合は課税となっており、区分が明確でないので速やかに廃止されたい。

6. 目的税（県税）

安易に目的税を創設しないでいただきたい。

目的税を創設する必要があるのであれば、趣旨・用途を厳選したうえで納得できるものとされたい。

○わが国が直面する課題

I 短期的課題

1. 財政健全化（構造問題）

日本の財政状況は、1,000兆円を超える赤字国債を抱えているにも関わらず、歳出は税収を大きく上回り、通常の民間企業であればいつ倒産してもおかしくない状況である。

また、税制は公平な税負担は勿論のこと分かり易く簡素な仕組み、必要最小限の事務負担、時代に適合した税制及び透明な税務行政が求められるとともに積極的に行政改革を実施し、財政改革を推進しスリムにしなければならない。

したがって、行財政の効率化を図り財政健全化を行い、国会議員及び地方議員定数の見直し、公務員定数及び給与の見直し、特別会計の見直し等があるが、後世のために積極的な財政の健全化を図り、後世に債務を引き継がせないよう努めなければならない。

2. 行財政改革の徹底について

行政改革と財政改革合体の言葉で共通点として税金のムダ遣いをなくすこと。

行政改革は、行政経費の圧縮など痛みは行政（政治を含む）に帰属し、財政改革は増税や行政サービスのカットとなり国民納税者に帰属する。

財政改革は、国際的見地から見て、避けて通れない改革である。

財政悪化が国債の価格を引き下げ（金利上昇）から仮に金利が1%上昇すれば利払費と公債残高が雪だるま式にふくらむ恐れ有り。

但し、財政改革に入れ込めば入れ込む程、行政改革や官僚改革に甘くならざるを得ない。

行政改革を先ずやり財政改革をする、行政改革先行論に徹するべき。

具体的には、消費税の増税と同時に実施するはずであった憲法違反の状態である議員定数の見直し・国会議員の文書通信交通滞在費 月額100万円（非課税）の見直し、公務員改革、特別会計の見直し、日本銀行改革等を早急に行うべきである。

3. 社会保障制度（公的年金のあり方）

少子高齢化社会で現行の社会保障制度では成り立っていない。

現在の年金受給者とこれらの年金受給者、将来の年金受給者負担と受給の差が大きすぎ公平ではない。

現行の社会保障制度を廃止して新たな社会保障制度を構築するか、もしくは、個々で対応し、個人負担額を明確にする。

4. 大企業の内部留保について

大企業の内部留保に5%の税率を課す。

例えば、大企業は内部留保300兆円を有しているので、3年間の時限立法で毎年15兆円の増税が見込める。実に消費税の5.5%に相当する。

5. 国と地方について

三位一体の改革（地方への税源委譲）

6. 国税・地方税について

(1) 法人税について

税制は、その時代の社会構造や経済活動に適合していることは勿論、社会意識の急激な変化にも適合しなければならない。

ある規定が制定された当時は良いが、国民の意識がもはやその規定を受け入れない程に変化したときは、廃止も含め速やかに対応すべきである。

その中で、将来の産業・技術を見据えた明確な国家戦略を前提として、我が国の経済産業構造のうちに多数を占める中小企業が、その活力を最大限に生かせるよう、経済活性化に有益な税制を推進すべきである。

現在の措置法を全面的に見直し、経営基盤の弱い中小企業の財務体質の強化という観点からも、法人税の税率については更なる引下げが望ましい。

(2) 個人所得税について

他の税と一体化して考えるもの。

(3) 消費税に関する意見

平成29年4月より8%から10%へ増税されるが、公務員の給与削減が2年間の限定であることから、給与削減も戻っている。

また、国会・地方議員の定員数削減もウヤムヤになっている。

まずは、徹底した行財政改革を行い、逆進性を解消するための各種給付金等について再検討していただきたい。

そのうえで、尚かつとあれば増税はやむを得ないと考える。

7. その他（租税教育）

学校教育における租税教育の時間をもっと重要な問題として、財務省だけでなく、文部科学省も国全体の問題として真剣に取り組む必要があると考える。

II 中・長期的課題

1. 税制について

税制改正にあたっては、常に国民の視点に立ち、負担の公平は勿論、分かりやすく簡単な仕組み、経済活動における選択を歪めないための中立性も必要とされる。

また、租税収入にかかる費用は税務行政側だけでなく納税者側の事務費用も併せて認識すべきであり、過度の負担を納税者に強いることは避けなければならない。

なお、経済社会の構造変化に応じて税制が適切に対応していかなければ、新たな不公平を生じることとなる。

したがって、税制を常に時代に適合するものとするため、見直し等を継続しなければならない。

さらに、透明な税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度を維持発展させるためには必要不可欠と思われ、国民から更なる信頼を得るための施策を推進しなければならない。

今後、地方行政の役割がますます高まってくることから、地方行政の財源確保のため、税収拡大は重要な課題ではあるが、地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである

2. 基礎的財政収支の赤字半減・黒字化

国と地方の債務額は1,000兆円を超え、民間企業であれば大幅な債務超過状態であり、いつ倒産しても不思議ではない状況にある。

現在の状況になった原因は、税収を度外視し無駄の削減を行わず税収不足を赤字国債に頼り続けた結果であり、健全な財政への努力が急務である。

この様な時こそ、資産家や高額所得者で高齢な者の税負担とりわけ不労所得に対する課税制度の問題、子供を産み育てる意欲が持てるような少子化対策のための税制等、時代に即した「公平な税負担」が必要である。

また、平成29年4月には消費税が10%へ引き上げられるが、理論的にも国民が納得できる税体系が必要である。

23年度の改正においては、財源探しのために給与所得控除など理論的に問題のある個人や企業の負担増を内容とする税制改正が行われたことは、極めて遺憾である。

我が国は、申告納税制度の下において、国民・納税者は、自発的に税額を計算しかつ申告・納税を求められている。

自発的な納税を推進するためには、税制は、具体的にも、手続き的にも簡素・透明で、国民・納税者にも分かりやすいものでなければならない。

また、租税手続きの面でも、各種届出書様式や提出期限の等の税目間での統一、簡素化を進め、申告納税制度についての納税者教育を含め、国民が自ら申告・納税できる環境を整備すべきである。

税制面の整備と並んで無駄使いの削減がより一層求められている。

例えば、国家公務員の給与等は連続して引き下げられ、さらに3年間ではあるが追加削減が行われたが地方職員の給与引き下げが「国家公務員並みに実施された」とはあまり耳にしない。

この様な時にこそ真に必要な定員数を見出し、一時的な繁忙期に不足する人員については派遣社員で確保するなど余剰人員の大幅な整理及び外部へ事業委託を積極的に実施すべきである。

また、議員定数及び議員報酬等についても見直す必要がある。

国・地方とも、大幅な債務を抱える以上、国債・地方債の残高を国民又は住民に開示・説明し、具体的な返済計画を立案するとともに、国民及び住民の理解を得る必要がある。

さらに、様々な補助金（休耕保障等）の見直し、優遇税制（医師の社保や肉牛等）の廃止や見直しが求められている。

3. 持続的な社会保障制度の確立

社会保障と税の一体改革の社会保障のグランドデザインを明確化にし、持続的な社会保障制度

の確立を目指す。

課題点として

現行制度は、厚生・共済・国民各年金制度に基礎年金を接ぎ木するかのようになっている。複雑かつ分かりにくいものになっており、マクロ経済スライドが発動されれば、基礎年金も対象となることから給付水準は「基礎」の名に国民が寄せる期待が一般と乖離していく。年金制度の諸機能を基礎年金と報酬比例年金がそれらに応じるものになっているか点検し年金制度体系見直しの際、基礎年金と生活保護、公的な報酬比例部分と私的年金も一体的に考える必要あり、被用者年金（厚生年金と共済年金）の完全な一元化を推進すべきである。

4. 行財政改革の徹底

無駄の削減の徹底。歳出削減が第一。

Ⅲ 一体改革及び関連法案について

1. 税と社会保障の一体関連法案の成立により、消費税率の引上げは危機的な状況に陥っている我が国の財政をかなりの程度改善できるものとされている。

所得税に偏った税制では税負担の公平を保つことはできる反面、景気の変動により税収も変動するが、消費税に偏った税制においては、消費税は景気に左右されることなく税収が比較的安定しているというメリットはあるが、公平な税負担を保つことは困難である。

したがって、所得税・消費税・資産税からなるバランスのとれた税制改革が今後の税制として最も好ましいと思われる。

我が国は高齢化が急速に進み、少子化に伴い年金を支える現役世代をはるかに上回る負担が予想されている。これらを解決するため、「税と社会保障の一体化」が求められ、平成29年4月には消費税率の引上げが実施される。

消費税は今後増加する社会保障費にあてるための目的税とすべきである。

国民の理解と納得が得られるよう歳出削減を断行し、税と社会保障の一体改革及び政治・行政改革の全体像を国民の理解を得られる形で提示し、国、県、市町村も併せて行政改革を断行しなければならない。

また、将来にわたり持続可能な社会保障制度の確立を行うためには、安定した財源が必要であるが、社会保障は企業の雇用とも密接に関連しており、社会保障にかかる法人の負担も考慮すべきである。

特に中小企業においては負担感が年々増しているため、国会議員・地方議員の定数を減らして、これ以上企業の負担を増やさないように要望する。

2. 未納税金対策（罰則の強化、納付方法の検討）

国会議員・地方議員及び公務員に要するコスト削減を最優先に実施。

3. 日本人の高齢化は急速に進んでいる半面、少子化が進み年金を支える現役世代以上に負担が増

加する。

これらを打破するため、「税と社会保障の一体化」が求められ、政府は消費税を目的税として税率の引上げや年金の一元化を審議している。

安定した税収として消費税の引上げについては止むを得ないと考えられるが、無駄の廃止が第一優先ではないのか。

消費税は「東日本大震災」や原発事故による被害を被った人も対象になることから、現在消費税の免税制度(1,000万円未満)は撤廃し、今後、消費税については「目的税」とし、「税と社会保障の一体化」を推進すべきである。

なお、年金問題については最低保障額の引き上げのため年金の一元化が検討されているが、厚生年金は2分の1を法人が負担しており、さらに個人負担額も国民年金の金額より多いことから、一元化を行うにしても、年金支給額に格差を設けるべきである。

4. 社会保障と税の一体改革と併行して、税金と社会保険料の徴収を一元化する「歳入庁」の早期創設。

5. 社会保障改革

(1) 国民がガバナンスできるわかりやすい簡素な制度。

(国民に負担を求める制度だから、負担と給付の関係を可視化できるわかりやすい簡素な制度)

(2) 将来世代にも責任を果たせる持続可能な制度

税・保険料収入の安定的確保・野放図な歳出拡大の制御、真に必要とされる分野への絞込みにする歳出の適切な管理が不可欠であり国民自らが当事者として社会保障制度に積極的にも関与する。

(3) 国民（受益者・負担者）サイドからの改革が必要不可欠

縦割りの個別論にかたより、受益者である国民からすれば受益と負担のバランスを一体として考えた改革を求める。

制度間の整合性・狭間の問題も生じる。年金・医療の制度間及び制度内の負担格差問題についても是正への着手が求められる。

6. 生活保護受給について

生活保護者の不正受給については、多々取り沙汰されている。

広く受給要件が認知されていれば、監視の目としても有益となり生活保護の不正受給が減るだけでなく受給が必要とされる場合にもと考えられることから、受給要件の明確化・周知を図って欲しい。

IV 震災復興・原発対策

1. 日本は何が何でも復興に取り組まなければならない。

前政権の時に発覚したことですが、復興に関係のないところに多額の費用（税金）が使われたと報じられている。

今後この様なことがないように監視し、用途を明確にしていかなければならない。

2. 近い将来大規模な災害が発生することが予想されている我が国において、東日本大震災のような大規模かつ広域の災害や終わりの見えない原発事故などの災害に備え、災害発生時に迅速に対応できる体制は不可欠であり、災害対策基本法は既に制定されているが、税制に関しては、被災者の公的徴収金の減免等が規定されているだけであり、過去の経験を踏まえ、災害の予防、緊急対策並びに災害復旧の各段階における基本的な税制上の支援措置を体系的に明確にすべきである。

したがって、災害特例法に次の追加措置を行うべきである。

1. 災害損失控除の創設
2. 被災者代替資産等の特別償却の対象資産の範囲拡大
3. 寄付金控除の年末調整化

3. 東日本大震災による被災地の復旧・復興には、国の財源として復興税（法人税は10%を2年間、所得税は2.1%を25年間）が付加されることになり、付加された税は全額復旧・復興に当てべきである。

また、住民税のうち道府県民税の均等割りの額に500円、個人住民税も同じく500円、計1,000円が平成26年度から10年間、加算されることになる。

国税については理解できるが、住民税の加算は必要なものか。

4. 東日本大震災による被災を受けた地域及び原発事故地域は、最低5年間は全て税免除又は、被災地に工場等を新設した場合も最低5年間、被災地での収益分は全額免除すべきである。

さらに、融資についても貸付利息は5年間の据置、利子免除としてはどうか。

なお、原発事故地域の不動産は風評被害等により大きく下落しており、固定資産評価額の見直し及び、原発事故地域の不動産は使用制限が解除されるまで非課税とする。

5. 震災被災者に対しての生活再建支援金については、所得税上優遇されるべきである。

V 消費税の軽減税率について

1. 税の公平の観点から反対する。

また、事務の煩雑さや、対象になる商品の透明性が複雑ではっきりせず脱税の原因になる恐れがある。

2. 社会保障・税一体改革の一環として消費税率が引上げられる。

この税率の引上げに関して、食料品などの生活必需品に軽減税率を適用する複数税率の導入が検討されている。

複数税率化は、特定の物品やサービスに対して恩典を与えることになり、政治的恣意性の介入に繋がり、かつての物品税と同様の不公平が生じることから適切ではないと思われる。

既に軽減税率を導入している諸外国を見ても、軽減税率の適用範囲が合理的に決定されているとは認められず、また、納税義務者の事務負担が増大することや軽減税率による減収分の問題があり、当面は、消費税率は単一税率を維持すべきであり、税制をより一層複雑化させる複数税率は導入すべきではないと思われる。

また、我が国の消費税法は、現在、帳簿方式を採用している。取引慣行や中小企業の納税事務負担に配慮したこの方式においても、請求書の保存等により制度の透明性は十分に確保されていることから、インボイス方式によらずとも正確な消費税額の計算が行われている。

インボイス方式は脱税防止の観点からのメリットがあると言われていたが、必ずしも完全に脱税防止になっていない事例もあり、また、免税業者が取引から除外される場合も想定され、現行の帳簿方式を維持すべきである。

3. 現行政府は、「消費税率10%引き上げ時、軽減税率制度を導入することをめざす」と示しているが4点課題あり。

(1) 逆進性対策として行うというのは誤りであり、高額所得者にもメリットが及ぶので再分配対策としての効果は期待できない。

(2) 税制の簡素化・経済に対する中立性・事業者の事務負担・税務執行コストが増大する。

(3) 軽減税率による減収分（生鮮食品等を5%とすると、約2兆5,000億円～3兆円）として社会保障関連の財源問題が生じ、減収分だけ後退するか、標準税率を高くせざるを得なくなり、10%数台の消費税導入が早まる。

(4) 軽減税率を適用するにあたり、租税特別措置法同様、利権の温床となり税制の公平性に欠ける。

Ⅵ 法人実効税率のあり方

1. わが国の法人実効税率は、先進国の中でも高いレベルに位置している。

競争環境のイコールフィッティング化の観点から、アジア圏内の20～25%程度を視野に入れつつ、早急に欧州主要国並みの20%程度への法人実効税率の引き下げを実現すべきである。

法人実効税率とセツトの関係にある課税ベースについて、わが国のカバー指数は欧米主要国との比較において高く、法人実効税率の高さと相俟ってわが国企業の競争力を弱めている。

そのため、欧米先進諸国の水準に近づけるべく、整理・縮小の改善努力を行うべきである。

また、法人税の実効税率引き下げにつき、10%の引き下げで5兆円とされる税収減をどう補うか政府税制調査会にて検討されているのが減価償却制度の縮小である。

見直し方法で定率で費用計上できる割合を小さくして税促進を高める案、定率法そのものをなくす案が出ている。一時的に企業の税負担が増加（財源規模5千億円前後）することにより、設備投資が逆進することから経済面にマイナスが生じる。

法人税実効税率引き下げの代替財源候補として、特定産業の振興策に貢献することであり、不公平感を醸し出すこととなっている租税特別措置（改革減税）の縮小・廃止（財源規模は、内容により異なるが数百億円～5兆円）にて対応すべきである。



マイナンバーがはじまります。 事業者の皆さまも、準備が必要です。

国民一人ひとりが持つマイナンバー（12桁の個人番号）の開始に向けて、従業員などのマイナンバー管理の準備をお願いします。

◎マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で必要になります。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

制度が始まるまでに、準備をお願いします。

マイナンバーに対応した 人事・給与などの システム開発や改修	マイナンバーを適正に 扱うための従業員研修 や社内規程づくり	マイナンバーを含む 個人情報の安全管理 措置の検討
--------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

特定個人情報^{*}の管理は、ガイドラインを踏まえた対応が必要です。

マイナンバーの取扱いには、個人情報保護法よりも厳格な保護措置を設けています。
※マイナンバーをその内容に含む個人情報のことをいいます。

ガイドラインに関する情報はこちら ▶ [特定個人情報保護委員会](#) **検索**

マイナンバーは、小規模な事業者であっても取り扱う必要があります。
法律で定められた目的以外での利用、他人への提供が禁じられています。



法人には法人番号が通知されます。

平成27年10月から法人^{*}には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。
マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

※法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます。
(法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。)

【マイナンバー・法人番号の詳細はこちら】

公式サイト

マイナンバー

検索

コールセンター（全国共通ナビダイヤル）

マイナンバー

0570-20-0178

平日 9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。
※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※外国語対応（英語）は0570-20-0291へおかけください。
平成27年4月からは、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応。

公式Twitter

内閣官房社会保障改革
担当室（番号制度）

@MyNumber_PR

マイナンバー ツイッター

検索

【番号制度に関する情報は、下記のホームページ等をご参照ください】

- 1 番号制度の概要や、事業者の皆様における準備などについて
 - 政府広報オンライン「マイナンバー特集ページ」
<http://www.govonline.go.jp/tokusyuu/mynumber/index.html>
 - 内閣官房「マイナンバー社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- 2 国税分野に関するFAQや様式、法人番号などの最新情報について
 - 国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度について」
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
- 3 年金・雇用保険・健康保険などの社会保障分野について
 - 厚生労働省ホームページ「社会保障・税番号制度（社会保障分野）」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- 4 事業者の皆様における個人番号の適正な取扱いに関するガイドライン・FAQ
 - 特定個人情報保護委員会ホームページ
<http://www.ppc.go.jp/index.html>

◎ 社会保障・税番号制度の開始に向けた準備をお願いします。

国税庁からのお知らせ

◎ 社会保障・税番号制度の開始に向けた準備をお願いします。

社会保障・税番号制度（以下「番号制度」といいます。）は、平成27年10月から個人番号、法人番号の通知が始まり、平成28年1月以降、順次利用が開始されます。

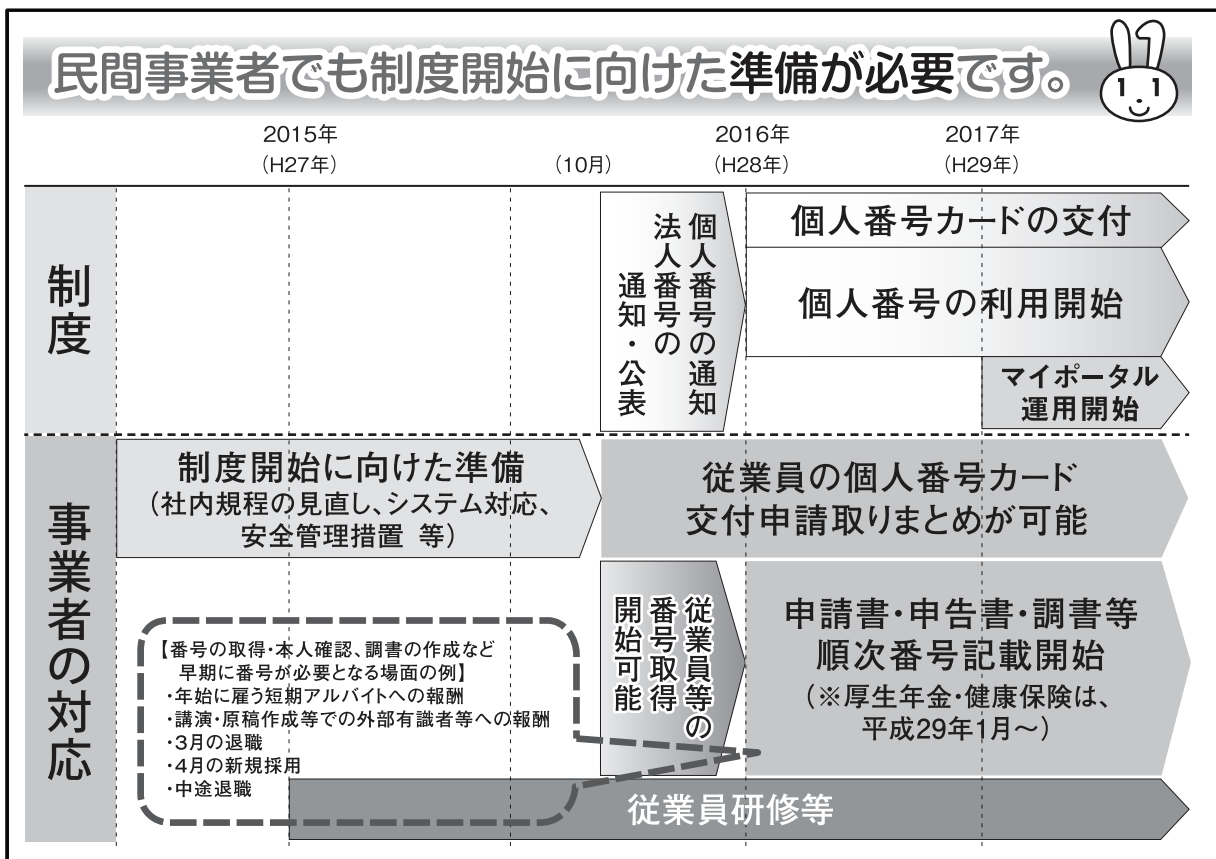
事業者の皆様も、制度が開始されると、短期アルバイトの報酬や講演等での外部有識者等への報酬、3月の退職や4月の新規採用などで、個人番号の取得や本人確認、調書の作成など、具体的な税・社会保障の事務を行う際に、個人番号を取り扱う必要があります。

国税庁ホームページの特集ページ「社会保障・税番号制度について」には、「法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための社会保障・税番号制度の概要」リーフレットを始め、番号制度についてのよくある質問(FAQ)、税務関係書類の番号法に伴う様式の修正の情報、国税関係手続において個人番号の提示を求める際に必要な本人確認の方法など、事業者の皆様が準備を進める際に必要な最新の情報を随時掲載しています。

是非ご活用いただき、事業者の皆様それぞれの企業内でも、準備や職員研修を進めていただくようお願いします。

【国税庁ホームページ 「社会保障・税番号制度について」特集ページ】

URL <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>



『表紙（写真）』募集

法人会では、今後、法人会報の表紙を皆様から応募していただいたカラー写真等を採用することといたしました。

つきましては、下記要項にて実施しますので、是非、応募下さいますようお願いいたします。

（募集要項）

- 1、題 材 鈴鹿市・亀山市に関する写真等
- 2、提出期限 1月発行分…11月末日、8月発行分…6月末日まで
あなたの一押しショットをご応募下さい。
写真データメールOK (E-mail:hojinkai@mecha.ne.jp)
- 3、提出先 〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町816 商工会議所3階
公益社団法人 鈴鹿法人会 TEL059-383-7561
- 4、審 査 公益社団法人 鈴鹿法人会役員が審査します。
- 5、賞 品 採用させていただいた作品には5,000円相当の謝礼を差し上げます。

事 務 局 だ よ り

会社の組織・社名・代表者・所在地等の変更があったときは!!

社名等の変更があったときは、お手数ですが所定の「変更届」の様式で事務局までご連絡ください。会報に記載するとともに、名簿等を訂正させていただきます。

変 更 届

平成 年 月 日

変 更 項 目	組 織 社 名	代 表 者	所 在 地	資 本 金	TEL・FAX
変 更 前					
変 更 後 (変 更 日)					
法 人 名 (代 表 者 名)					

公益社団法人 鈴鹿法人会 事務局 FAX 059-383-8445

平成27年6月30日付で早川光子さんが退職されました。早川さんは、平成3年8月に入局され、24年に亘り鈴鹿法人会の事務局職員としてご尽力いただきました。お疲れ様でした。

また、早川さんの後任として平成27年6月16日付で伊坂知恵子さんが入局されました。鈴木めぐみさん共々よろしく願いいたします。

編集 後記

会長をはじめ、理事役員の方々が多数改選され、新体制がスタートしました。私は、図らずも留任の命を受けましたが、皆様のお知恵を拝借してより親しみ易い誌面を目指します。

小誌の表紙写真も担当副会長のご発案で、今回亀山支部からの提供で、伊勢遷宮に伴う、関のお木曳きを取りあげています。

広報委員長 川喜田 彰



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

三重支社 四日市営業所/四日市市安島1-2-27
(ジェックSビル7F A号) TEL 059-352-2046

AIU AIU保険会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1
(森永三重ビル3F) TEL 059-229-1581

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも**集団取扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に
幅広く対応した
がん保険。

アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
平成28年版「インシュアランス生命保険統計」



— 法人会 —

新 **生きるための
がん保険** Days

— 法人会 —

新 **生きるための
がん保険** レディース Days

■引受保険会社（お問い合わせ先）

「生きる」を創る。

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

三重支社
〒510-0074 三重県四日市市鵜の森1-3-23 ナカジマビル6F
TEL:059-355-4632 FAX:059-355-4629

法人会フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

AF推推-2015-0020-1507028 6月10日